

草加市債券運用指針

令和 5 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 9 月 2 1 日

改正 令和 7 年 1 0 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この指針は、草加市資金管理及び運用基準（令和 5 年 3 月 3 1 日市長決裁。以下「基準」という。）第 5 条第 4 項の規定に基づき、債券による運用（以下「債券運用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この指針において使用する用語の意義は、基準で使用する用語の例による。

(安全性の確保及び管理体制)

第 3 条 債券運用は、収益性が高い反面リスクを伴う運用であることから、安全性、流動性及び収益性のそれぞれのバランスに配慮した運用を行うものとする。

(債券運用の原則)

第 4 条 債券は、原則として、分散投資を行うとともに、満期償還期限まで保有する。ただし、資金の流動性を確保するためにやむを得ない場合又は効率的に運用できる場合は、償還期限前に売却できるものとする。

(購入債券の運用期間)

第 5 条 基準第 7 条第 5 項に規定する債券の運用期間は、1 0 年を限度とする。

(債券の購入先等)

第 6 条 債券は、基準第 1 2 条第 1 項各号の要件を満たす金融機関の中から分散又は平準化して選定し、購入する。ただし、発行機関から直接購入することができる場合は、この限りでない。

2 購入先の選定に当たっては、金融機関によって条件が異なる場合は、見積合わせを原則とするが、新発債その他見積合わせによる方法では希望する債券の購入が難しい場合については、相対取引とする。

(債券の購入方法)

第 7 条 債券は、管理計画（基準第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する管理計画をいう。）に基づき、債券運用できる金額の範囲内で、債券額面、取得価格、償還期間、利回り等を総合的に勘案し、最も有利な取引により購入する。

(債券の購入価格)

第 8 条 購入する債券は、取得価格が額面価格（パー）又は同等以下（アンダーパー）の債券を原則とする。ただし、取得価格が額面価格を上回る（オーバーパー）債券については、満期償還時までの受取利息が取得価格と償還価格の差額を上回る場合に限

り購入できるものとする。

(保有債券の管理)

第9条 債券の購入時及び満期若しくは期中売却時は、債券ごとに次に掲げる事項のうち、確定した事項を遅滞なく記録し保管するものとする。

- (1) 購入債券の名称
- (2) 購入日及び購入価格
- (3) 運用期間
- (4) 満期又は売却日
- (5) 償還価格又は売却価格
- (6) 受取利息の合計額
- (7) 債券売却益
- (8) 運用期間中の利回り
- (9) 期中売却の場合、その理由

(指針の見直し)

第10条 この指針は、金融情勢及び社会経済状況の変化に応じて、随時、見直しを行うものとする。

(その他)

第11条 この指針に定めるもののほか、債券の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

この指針は、令和5年9月25日から施行する。

この指針は、令和7年10月1日から施行する。